

第三十條 三ヶ月ヲ一四トシ會計委員ヨリ代議員會ニ於テ決算報告ヲナシ毎月決算ハ月報ヲ以テ之ヲ報告ス

第六章 加盟及脱退

第三十一條 本同盟ニ加盟セントスルモノハ同盟員二名以上ノ紹介ニ依リ地方執行委員ノ承認ヲ受ケ同盟員章ヲ受領スルモノトス

第三十二條 本同盟員ニシテ脱退セントスルトキハ其理由ヲ具シテ地方執行委員ニ申出ツルモノトス

第七章 慰問及共済

第三十三條 爾本同盟ニシテ失業疾病傷害死亡其神祿災ニ罹リタル時ハ同盟會ノ協力ニ依リ金品ヲ贈與シテ慰問又ハ其済ノ實ヲ助クルモノトス

第三十四條 慰問及共済ノ種別ハ大小輕重ニ依リ地方部事務所及聯合事務所ニ於テ取扱フモノトス

第三十五條 共済事務ニ就テハ別ニ細則ヲ設ク